20001897604　スカニア
型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｋ６Ｘ
20001897613　スカニア
型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｋ６Ｘ
20001897610　スカニア
型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｇ６Ｘ
20005390374

○国土交通省告示第千三十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1238	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ777	いすゞ　ＱＰＧ－ＥＸＲ７７＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＲ７７＊＊、いすゞ　ＱＰＧ－ＥＸＤ７７＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＤ７７＊＊、いすゞ　ＱＰＧ－ＥＸＹ７７＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＹ７７＊＊、いすゞ　ＱＤＧ－ＣＹＺ７７＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号

○国土交通省告示第千三十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、株式会社エルモ社から、指定製作者等の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月五日

国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の名称及び住所

旧	新
株式会社ファインフィットデザイン 愛知県名古屋市南区塩屋町１丁目３番地４	株式会社エルモ社 愛知県名古屋市瑞穂区明前町６番14号

2．変更年月日

平成28年４月１日

○関東地方整備局告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　桐生都市計画道路事業三・四・十号赤岩線
三　事業施行期間　自平成二十八年九月五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　群馬県桐生市宮前町一丁目並びに堤町二丁目及び三丁目地内
使用の部分　なし

人事異動

内　閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　山本　早苗
（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
○文部科学大臣臨時代理
同　鶴保　庸介

文部科学大臣松野博一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上八月二十七日）
○財務大臣臨時代理解職
国務大臣　山本　早苗
（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　山本　早苗
（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる
○文部科学大臣臨時代理解職
同　鶴保　庸介

文部科学大臣松野博一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○厚生労働大臣臨時代理解職
同　松本　純

厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月二十八日）
国務大臣　世耕　弘成

内閣府特命担当大臣石原伸晃海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（八月二十九日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三はケニア国へ出張のところ八月二十九日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月二十九日）
（福岡高等裁判所判事）判事　林　秀文
願に依り本官を免ずる（八月三十日）
（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　松尾　憲治
願に依り本官を免ずる（八月三十一日）
国務大臣　世耕　弘成

内閣府特命担当大臣石原伸晃帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる
（東京地方裁判所判事）判事　**廣瀬**　孝
（大阪地方裁判所判事）同　前原　栄智
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上九月一日）

宮内庁

式部官
辞職を承認する（八月三十一日）　内田　康子
式部官に採用する（九月一日）　神谷まち子

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　山中　純子
長野地方検察庁検事に配置換する
長野地方検察庁松本支部勤務を命ずる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（八月二十八日）
（法務省矯正局矯正医療管理官）法務事務官　桐生　康生
厚生労働省に出向させる
（仙台入国管理局長）入国審査官　竹内　一之
外務省に出向させる
（在カナダ日本国大使館参事官（公使））外務事務官　南　博之
入国審査官（仙台入国管理局長）に転任させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　髙本　和彦
法務事務官（法務省矯正局矯正医療管理官）に昇任させる　**石**井　忠雄
難民審査参与員に任命する（以上九月一日）